

○財務省告示第二百三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年六月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百九十六回、第三百二十一回及び第三百二十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十六回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四	発行方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
五	募入決定の方法	額面金額で二千九百九十六億円
六	発行額	三千百一十一億三千二百九十二万円
七	払込金額	六千円
八	最低額面金	五万円

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十回) (二十年)	一・五%	平成三十一年九月三十日	七億九千三百萬円
利付国庫債券 (第十回) (二十年)	一・〇%	平成三十一年三月二十四日	九億二千八百八十萬円
利付国庫債券 (第十回) (二十年)	〇・八%	平成三十一年三月二十四日	三億九千九百六十萬円
利付国庫債券 (第十回) (二十年)	二・〇%	平成三十一年六月二十四日	五百十八億圓